

令和 5 年 5 月 議 会 臨 時 会 議 案

市 長 提 案 理 由 説 明 要 旨

(令 和 5 年 5 月 2 2 日 提 出)

新 潟 市

本日提案いたしました議案の概要につきまして、説明を申し上げます。

議案第 32 号は、一般会計の補正予算です。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1 世帯あたり 3 万円の給付金を支給いたします。

議案第 33 号は、市民病院の医療事故について、損害賠償の額を決定するものです。

次に、議案第 34 号、市長専決処分について説明いたします。

まず、令和 4 年度分、専決第 4 号です。

この冬の記録的な寒波に伴い増大した除排雪経費への対応にあたり、2 月定例会の補正予算において、財政調整基金の取崩しを計上するとともに、国に対して財政支援を強く要望いたしました。年度末に至り、本市が要望を行った国庫補助金が増額されたことから、財政調整基金の取崩しを一部中止したものです。

これにより、主要 3 基金の残高は、令和 4 年度末で 103 億円余となります。

また、障がい福祉サービス等事業費の最終的な不足分を増額したほか、半導体不足の影響による納入の遅延などに伴い、繰越明許費を追加・変更したものです。

次に、令和5年度分です。

専決第1号は、令和5年3月28日に可決された地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税種別割のグリーン化特例の見直しなど、令和5年4月1日施行に関連して必要となる規定を整備するものです。

専決第2号は、低所得の子育て世帯に対し、児童一人あたり5万円の特別給付金を支給します。国からは5月中の支給開始に向けて早期の準備が求められているものです。

これらは、いずれも議会を招集するいとまがなく、やむをえず専決処分をさせていただきました。

以上、提案いたしました議案の概要について、説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。